

■第4回委員会後の主な追加・修正内容

ページ	章・節		意見等の内容	変更前	変更後
1	はじめに	1 背景と目的	・「福岡市高齢者居住安定確保計画」を改定するとあるが、（以下、「本計画」と記載があるため、「本計画を改定」と記載してはどうか。	高齢者の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、上位計画や関連計画との相互連携がとれるよう「 <u>福岡市高齢者居住安定確保計画</u> 」を改定するものです。	高齢者の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、上位計画や関連計画との相互連携がとれるよう、 本計画 を改定するものです。
2	はじめに	2 計画の位置付け	・文章と図で、計画の位置付けの記載内容が違う。保健福祉総合計画の位置づけについて確認が必要。	福岡市の高齢者保健福祉施策に関する計画である「 <u>福岡市高齢者保健福祉計画</u> 」と連携し、福岡市の高齢者の居住の安定確保に向けた基本方針を示すものです。	福岡市の高齢者保健福祉施策に関する計画である「 福岡市保健福祉総合計画 」と連携し、福岡市の高齢者の居住の安定確保に向けた基本方針を示すものです。
6	第1章 現状と課題	1 高齢者の状況 （2）要介護認定者と認知症高齢者数の推移	・2015年度と2018年度を比較して、1.1倍と標記しているが、約6,300人増加と、数字を示すほうが増えた印象を持ちやすい。	・高齢化の進行に合わせて要介護認定者数も年々増加しており、2018年度は67,910人と2015年度の約1.1倍であり、 <u>認定率は2015年度以降横ばいで推移しています</u> 。今後、要介護認定者数と認定率はともに上昇することが推計されています。	・高齢化の進行に合わせて要介護認定者数も年々増加しており、 2018年度は2015年度と比べ、約6,300人増の約1.1倍となっています 。今後、要介護認定者数と認定率はともに上昇することが推計されています。
39	第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた具体的な取り組み 基本目標1 高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保	基本施策1 （2）セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）における取り組み	・和暦がある。西暦表記に統一すべき。	※H17年度以前に着工した物件で高齢者・障がい者の入居者を拒まない住宅として登録する物件	※ 2005年度 以前に着工した物件で高齢者・障がい者の入居者を拒まない住宅として登録する物件
39			・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の登録基準に「建築基準法、消防法に違反していないこと」と記載すべき。	○構造・設備 ・耐震性を有すること ○家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ○基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等	○構造・設備 ・耐震性を有する 建物であること ・ 消防法及び建築基準法に違反しないものであること ・一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること ○ 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと ○家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ○基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等
43	基本目標2 高齢者の住まいへの入居支援の充実	基本施策1 （2）居住支援協議会による入居支援策の推進	・「2009年3月に設立し」は、すでに設立しているため、「設立しており」とすべき。	「福岡市居住支援協議会」を2009年3月に <u>設立し</u> 、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居支援に対する効果的な取り組みを推進します。	「福岡市居住支援協議会」を2009年3月に設立し ており 、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居支援に対する効果的な取り組みを推進します。
43			・居住支援協議会の構成員の一部に「支社長」など職務上の名称がある。表現を統一すべき。	独立行政法人 都市再生機構 <u>九州支社長</u> 福岡市社会福祉協議会 <u>常務理事</u>	独立行政法人 都市再生機構 福岡市社会福祉協議会

ページ	章・節		意見等の内容	変更前	変更後
47	基本目標3 在宅で安心して暮らせる支援体制の構築	(3) 移動支援と買い物支援	・汎用性の高い支援モデルを考える際は、社会福祉法人に限定しない事業者ネットワークが可能性が高い。 ・社会福祉協議会はコーディネートする力も持っているため、これも含めて書き込みを検討してはどうか。	また、既存の公共交通ネットワークとの整合性を踏まえながら、買い物や通院が困難な高齢者に対して、 <u>地域での取り組み</u> を応援するなど新たな移動支援策の実施を検討します。	また、既存の公共交通ネットワークとの整合性を踏まえながら、買い物や通院が困難な高齢者に対して、地域や <u>企業</u> の取り組みや <u>その連携</u> を応援するなど新たな移動支援策の実施を検討します。
48		基本施策2 (1) 認知症に関する啓発の推進	・表現に一貫性を持たせるため、「社会全体で支える」に加え、「身近な地域で支える」という表現を加えるべき。	社会全体や <u>身近な地域</u> で認知症の人を支える基盤として、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知ることができるよう、認知症とその予防について、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。	社会全体や <u>身近な地域</u> で認知症の人を支える基盤として、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知ることができるよう、認知症とその予防について、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
48			・「認知症を普及」でなく、「認知症の理解を普及」することから、表現を検討してほしい。	認知症普及啓発事業	(今回は変更しない) 現保健福祉総合計画にて定めている事業名であるため、今回はそのまますの表現で記載します。今後、計画改定時に検討します。
49		基本施策3 (1) 介護予防と生活支援サービスの充実強化	・サポーター養成とは何か、分かるように文章を記載すべき。	主体的に介護予防に取り組む高齢者のグループを「よかトレ実践ステーション」として認定し、よかトレDVD等の提供や団体間の交流会、 <u>サポーター養成</u> 等により活動の継続を支援します。	主体的に介護予防に取り組む高齢者のグループを「よかトレ実践ステーション」として認定し、よかトレDVD等の提供や団体間の交流会、 <u>介護予防の取り組みをサポートする人材の養成</u> 等により活動の継続を支援します。
49			・生活支援ボランティアグループ(以下、生支VOG)については、第7期福岡市介護保険事業計画において、「現状と課題」として示されているが(P45)、明確な事業としての位置付けはない。そのため、生支VOGを介護保険サービスの一例のように記述することは不適切と考えられる。そこで、①施策名を幅を持たせたものへ変更するか、②上記計画における書きぶりに併せる、又はふさわしいと考えられる箇所へ転記すべきだと考える。 ① 基本施策名を「在宅生活を支える介護保険サービス等 <u>の提供</u> 」へ変更。 ② 以下の記述を、別の文言に書き換えるか、別の箇所へ転記する。 文言を書き換える場合の文案) 多様な主体による多様なサービスの充実 サービスの担い手の裾野をNPOや民間企業、住民ボランティア等の地域の多様な主体に広げ、地域の特性を生かした取組等を拡充します。 転記する場合の記載先) P46「(2) 支え合う地域づくり」の中	基本施策3 在宅生活を支える介護保険サービスの提供 生活支援ボランティアグループ 日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの支援(立ち上げ・運営)を行います。また、元気高齢者の活躍の場としても取り組みの支援を行います。	・「生活支援ボランティアグループ」に関する文言は、現保健福祉総合計画と揃えているため、記載内容の変更ではなく、ご意見のとおり、①に変更します。 基本施策3 在宅生活を支える介護保険サービス等 <u>の提供</u>

ページ	章・節		意見等の内容	変更前	変更後
49	基本目標3 在宅で安心して暮らせる支援体制の構築	基本施策3 (2) 地域密着型サービスの整備	・看護小規模多機能型居宅介護について、取り組みの枠内に書き込むべき。	—	・（主な事業に追加） 看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」に加え、必要に応じて「訪問看護」を一体的に行います。
51		基本施策4 (2) 地域包括支援センターと各種相談機能の充実	・日常生活自立支援事業は、日常的金銭管理と身上の保護がふたつの柱である。「判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会において、利用者との契約に基づく日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助等の身上の保護を実施します」などの表現で記載すべき。	判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会において、利用者との契約に基づく日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助等を実施します。	判断能力の低下した高齢者や障がい者などが地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会において、利用者との契約に基づく日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助、 日常生活支援 等を実施します。
51			・権利擁護の基本は「自己決定支援」であるため、「代弁し主張すること」と書くのは間違いだと思う。	権利擁護：自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例：寝たきりの高齢者、認知症高齢者、障がいのある人等）の立場に立って、代弁し主張すること。権利行使ができるよう支援すること。	（今回は変更しない） 権利擁護に関する注釈は、現保健福祉総合計画の用語説明の通りであるため、今回はそのままの表現で記載します。今後、計画改定時に検討します。
52	第4章 計画の目標値等	1 目標値	・年数は年表記か、年度表記か。		目標値は「 年度 」表記で統一しました。
52			・住まいサポートふくおかによる賃貸借契約成約件数を再確認してほしい。	住まいサポートふくおかによる賃貸借契約成約件数（累計数） 現状値：39件（2015年） 中間目標値（2020年）： <u>200件</u> 目標値（2023年）： <u>295件</u>	住まいサポートふくおかによる賃貸借契約成約 世帯 数（累計数） 現状値： 177世帯（2017年度） 中間目標値（2020 年度 ）： 200世帯 目標値（2023 年度 ）： 300世帯
54	第5章 計画の推進と評価	1 推進体制と各主体の役割	・「一人ひとりが意識を持つとともに」とあるが、どんな意識を持てば良いか分からない。具体的に記載すべき。	その際、住宅・福祉関係事業者等に対しては、高齢者の居住の安定確保に向けて高齢者のニーズに柔軟に対応できる住まいやサービスを提供するために必要な 支援 、また、 <u>地域に対しては、高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくりのためには、地域に居住する一人ひとりが意識を持つとともに、地域ぐるみで高齢者を支えることが必要となるため、そのために必要な支援を行います。</u>	その際、住宅・福祉関係事業者等に対しては、高齢者の居住の安定確保に向けて高齢者のニーズに柔軟に対応できる住まいやサービスを提供するために必要な支援 を行います 。また、地域に対しては、地域に居住する一人ひとりが 身近な高齢者を支えることの必要性を理解し、地域ぐるみで高齢者を支えるために必要な支援を行います。
共通			・「取り組み」「取組み」「取組」の表記があるため、統一した考えのもと記載してほしい。		動詞：取り組む 名詞：取組み の考えのもと計画全体を修正しました。